

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園観覧車ナビシステム情報更新委託	No.5200309
工（納）期	令和4年4月20日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	2,310,000円（消費税込み）	

契約相手方	泉陽興業株式会社 東京支店 (法人番号：8120001038672)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

## 業者選定理由書

件名	荒川遊園観覧車ナビシステム情報更新委託
指名業者 (案)	名称 泉陽興業株式会社 東京支店 所在地 東京都千代田区鍛冶町1丁目6番14号 泉陽SYビル 代表者 支店長 高島 省吾
特命理由	<p>本件は、令和2年7月に新設された荒川遊園観覧車内の「観覧車ナビシステム」全28台内の画像を、令和4年4月時点の画像情報に更新するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 令和2年度の観覧車新設工事の際に、上記業者が開発した観覧車ナビシステムを導入しており、上記業者は、観覧車ナビシステムのプログラムの著作権を有していることから、本件の情報更新を行うことができる唯一の業者である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)